

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月11日
【会社名】	森電機株式会社
【英訳名】	MORI DENKI MFG. CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小川 浩平
【本店の所在の場所】	東京都港区高輪二丁目15番8号
【電話番号】	03-3448-7300（代）
【事務連絡者氏名】	総務部長 岩瀬 茂雄
【最寄りの連絡場所】	東京都港区高輪二丁目15番8号
【電話番号】	03-3448-7300（代）
【事務連絡者氏名】	総務部長 岩瀬 茂雄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 5,544,000円 （新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額） 215,544,000円  （注）新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券】

##### (1)【募集の条件】

発行数	840個
発行価額の総額	5,544,000円
発行価格	本新株予約権 1個につき6,600円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成24年6月27日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	三井住友信託銀行証券代行部
払込期日	平成24年6月27日
割当日	平成24年6月27日
払込取扱場所	みずほ銀行渋谷支店

(注) 1 本新株予約権については、平成24年6月11日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当ての場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

4 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	森電機株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は1,000株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式42,000,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は50,000株とする。）。但し、下記第2項及び第3項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額（同欄第2項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号および第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権社に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、5円とする。但し、行使価額は本欄第2項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所第二部(以下「東証第二部」という。)における当社普通株式の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

	<p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>215,544,000円（新株予約権の目的である株式1株あたりにつき5円）</p> <p>（注）新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）とし、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成24年6月28日から平成24年12月27日までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行証券代行部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行 渋谷支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 平成24年6月28日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる、当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>2. 平成24年6月28日以降、東証二部における当社普通株式の終値が本新株予約権の行使価額の200%以上になった場合（このような状態になった日を以下「到達日」という。）、当社は、到達日の翌日から起算して2週間後に、その時点において未行使となっている本新株予約権の全てを強制的に取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権には譲渡の制限を設けていない、但し、当社と三田証券株式会社とが別途締結する割当契約において、本新株予約権を第三者に譲渡する際には、当社取締役会の承認を要する旨また新株予約権譲渡後も、当該割当契約の内容は譲渡先に継承される旨定めるものとする。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項なし。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為に際して決定する。</p>

（注）1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権の行使は、行使可能期間中に、当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関を通じて、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われます。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、上記(1)の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が上記(2)に定める口座に入金された日に発生します。

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
215,544,000	13,235,000	202,309,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額5,544,000円に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額210,000,000円を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は以下の通りであります。
- |                |          |
|----------------|----------|
| 弁護士費用          | 10,000千円 |
| 価値算定費用(ブルータス社) | 2,500千円  |
| 登記費用           | 735千円    |
4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

## (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額202,309,000円については、当社代表取締役社長である小川浩平氏からの借入金の返済102,000,000円及び一般管理費100,309,000円支出のための運転資金に充当する予定であります。

なお、代表取締役社長の小川浩平氏からの借入金は6本ありますが、既に返済期日が到来しているにもかかわらず、返済が延滞している借入金が5本あるため、今回の資金調達により、その一部返済に充当することとなっています。

具体的な使途及び支出予定時期については、以下の通りであります。

具体的な使途	金額	支出予定時期
当社代表取締役社長からの借入金194百万円の 一部返済に充当	102百万円	平成24年6月～平成24年12月
(既存借入金明細) 借入時期 及び 金額 平成23年12月 26百万円 平成24年1月 41百万円 平成24年2月 35百万円 平成24年3月 28百万円 平成24年4月 27百万円 平成24年5月 37百万円 合計 194百万円		
(使途) 運転資金 (仕入代金支払、一般管理費支払)		
(借入条件) 返済期限：借入日より1ヶ月後 返済期限以後1ヶ月毎の借換 利率：年率5% 担保：無		
当社運転資金（一般管理費支出）	100百万円	平成24年6月～平成24年12月
(内訳) 一般管理費 人件費 45百万円 賃借料 13百万円 その他 42百万円 合計 100百万円		
及び 合計	合計202百万円	

(注) 1. 新株予約権という性質上、現時点において資金の支出時期及び金額を、正確に織り込むことは困難であるため、変動する可能性があります。仮に、新株予約権の行使が進まず、必要となる資金調達ができない場合、さらに借入金による調達も不可能となった場合には、借入先である当社の代表取締役社長との間で返済時期・返済金額等を交渉し、延期する等により対応する方針です。

また、新株予約権の行使が進み、調達資金が予定どおりであった場合、適時当社代表取締役社長からの借入金返済に充当いたしますが、102百万円を返済後も、平成25年1月以降において92百万円の返済期日を延滞した借入金が残る見込みです。当社は、このような状況を改善するため、後記「c(1) 本新株予約権発行の目的」記載内容の通り、投資事業の回収資金等により、借入金残高の縮小を一段と進める方針です。

2. 本新株予約権の発行により調達する資金につきましては、当社代表取締役社長からの借入金及び当社運転資金（人件費、賃借料、その他経費）に対する支払に充当いたします。しかしながら、当社においては、平成24年12月までに支出予定の当社運転資金に不足が生じている現状で、本新株予約権の行使が当社の想定を下回った場合には、優先的に当社運転資金の支払に充当する方針です。



## &lt; 資金使途の合理性に関する考え方 &gt;

調達する資金は、後記「c(1) 本新株予約権発行の目的」に記載の通り、代表取締役である小川浩平氏からの借入金の返済及び一般管理費支出のための運転資金に充当する方針です。代表取締役小川浩平氏への借入金返済は、すでに返済期限が到来していることや、小川氏個人による当社への緊急的な貸付であったことから、当社のコーポレート・ガバナンス上、小川氏との取引関係を長期化するよりも、早期に解消することが、合理性がある使途であると考えております。あわせて、有利子負債が圧縮されるなど、財務体質の改善に資するものであり、自己資本を高め、財務体質がより強固なものになると認識しております。

随時資金調達額の状況を見ながら、支出の優先順位を決める予定であり、まずは一般管理費支出の運転資金を優先させる予定です。これは、当社グループの財務基盤の強化による企業の存続を図ることを目的としております。したがって、今回の資金調達は既存株主の皆様の利益に資するものであり、合理的であると考えております。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## a. 割当予定先の概要（平成24年3月31日現在）

名称	三田証券株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋兜町3番11号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 三田 邦博
資本金	5億円
事業の内容	金融商品取引業、貸金業、金銭債権の売買業務、生命保険の募集に関する業務、不動産の賃貸業務、宅地建物取引業
主たる出資者及びその出資比率	三田 邦博 38.41%
業績（平成24年3月期）	営業収益1,991百万円 当期純利益107百万円

## b. 提出者と割当予定先の関係

当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません
割当予定先が保有している当社の株式数	該当事項はありません
人事関係	該当事項はありません
資金関係	該当事項はありません
技術又は取引関係	該当事項はありません

## c. 割当予定先の選定理由

## (1) 本新株予約権発行の目的

本新株予約権の発行は、当社代表取締役社長である小川浩平氏からの借入金の返済102百万円及び一般管理費（人件費、賃借料、その他）100百万円の支出のための運転資金に充当する予定であります。

売上減少等の要因により、当社の過去3期の連結当期純利益は、平成24年3月期 128百万円、平成23年3月期 30百万円、平成22年3月期 44百万円（1株当たり当期純利益は、平成24年3月期 0.38円、平成23年3月期 0.08円、平成22年3月期 0.14円）と、いずれもマイナスに留まっております。

こうした経営環境の中で、当社の財政状況は徐々に悪化し、手元資金だけでカバーするには限界となり、（株）ディーワンダーランド（以下、DWという。）からの借入金213百万円（有担保）などの他、新たに当社代表取締役の小川浩平氏から平成23年12月を初めとして、継続的に運転資金確保の為に緊急融資（無担保）を受け、平成24年3月期連結会計期間末における現金同等物は48百万円を確保しています。しかし、向こう1年間の資金収支状況から当連結会計年度（平成25年3月期）において運転資金等の資金調達がなお必要であり、継続企業の前提に重要な疑義を抱

かせる事象が生じております。そこで、平成24年12月までに支出予定の資金についての調達手段を本第1四半期中に確保すべく、本新株予約権発行により、運転資金等約200百万円を調達することといたしました。調達資金のうち一部を代表取締役社長あての借入金返済に充当することとしておりますが、p8「資金使途の合理性に関する考え方」記載の理由および担保条件等を検討し、当該返済により、有利子負債が圧縮され、財務体質の改善に資するものであると考えているためであります。

当社は、今後も電機事業及び投資事業に注力して参りますが、電機事業につきましては、生産面で、一層の在庫削減、製品の統廃合により製造原価の削減を進め、販売面では更なる選別受注の強化や競争力のある製品の適正な利益の確保に努め、代行店の協力を得ながら省エネ・環境製品の拡販を図る等粗利益率の向上を図っていく予定ですが、以上の施策の実施によっても収益的に改善が見込まれないと判断した場合は、抜本的な事業構造改革を検討して参ります。

投資事業においては、当社は、当社の100%子会社を通じて間接的に、DWの株式を議決権比率で38.6%所有しております。また、DWは株式会社大黒屋（以下、「大黒屋」という。）の株式を議決権比率で100%所有しておりました。

一方、DWは物上保証人として、大黒屋が行っている銀行団からの借入れに対して、担保を提供しておりました（具体的には、DWが所有する大黒屋株式全てに質権が設定されておりました）。当該借入については、平成23年9月に返済期日が到来したものの、銀行団と交渉の結果、質権の実行を猶予されておりました。また、大黒屋は、質権の実行を回避すべく、既存銀行団および他の金融機関にたいしてリファイナンスの交渉を行っておりました。

そこで、第103期第3四半期の四半期報告書（平成24年2月14日）に記載された「事業等のリスク」において「また、大黒屋の営業規模からその財政状態及び経営成績の変動は当社グループの財政状態ならびに経営成績にも大きな影響を与える可能性があります。特に大黒屋は現在、銀行団とリファイナンスの交渉を行っており、返済期日は既に到来し、9月16日に一旦は3ヶ月間当該借入金に係る大黒屋株式の質権実行を猶予する合意を得たものの、現在は再延長の合意は得られておりません。鋭意既存金融機関ならびに新たな金融機関と引き続き協議を進めておりますが、本リファイナンスの成否は当社グループの業績と財務状況に著しい影響を及ぼす可能性があります。」旨報告いたしております。

ところが、今般、平成24年2月15日付けで銀行団から「当該株式売買予約権の行使をした」旨の通知がDWになされました。本件通知への対応はDWにおいて売買予約権行使は無効であるとして、現在対応策を検討中ですが、大黒屋がDWの子会社から外れる結果として、次の通り当社グループの業績と財務状況に著しい影響を及ぼす可能性があります。

大黒屋株式は2月15日の時点で銀行団の売買予約完結権（担保権）行使によりDWよりSPC（特定目的会社）に移転されたので、当社グループでは会計保守主義の観点からDWは大黒屋を連結対象外としております。

また、大黒屋の銀行団からの借入金のリファイナンスを巡って既存銀行団はDWにより差し入れた大黒屋株式について売買予約完結権（担保権）を一方的に行使した状況にあります。当該売買予約完結権（担保権）行使による本件株式（SPC）への譲渡が有効か否か、また、譲渡が有効である場合でも、大黒屋株式の最終処分までの間にDWが大黒屋株式を銀行団から受け戻すことができるか否かによって、最終的にDWが大黒屋株式を喪失するか否かが変わってきて、当社業績に与える影響は大きいといえます。

更には、大黒屋株式の受け戻しができずに大黒屋株式が最終処分された場合でも、その譲渡価格については現在未定であります。その譲渡価格がいくらになるのか、大黒屋株式の譲渡価格の中からDWにおいて回収可能となる金額の多少によって、当社業績に大きく影響を与えます。また、DWにおいて物上保証人としての株式譲渡価格相当の大黒屋への求償権が認められ大黒屋から投資資金の回収が可能か否かによって、当社業績に大きく影響を与えます。上記の通りDWの受取額、更には当社グループを含むDW株主に対する配当原資の額により当社業績に大きく影響を与え、当社グループの業績と財政状況に著しい影響を及ぼす可能性があります。

このような状況により、DWからの投資回収資金は見込まず、先に運転資金を確保することといたしました。

その他の投資事業についてですが、具体的な投資案件に関しては、当社経営陣のアジアにおける幅広い人脈やネットワークを通じ従来より情報交換を行っておりますが、現時点で具体的な投資案件はございません。必要な投資資金についても具体的な投資案件が決まって、事業に参加する投資家と最適なスキームを検討した上でファイナンスを都度検討していく所存であります。

## (2) 本新株予約権を選択した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが相当であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容です。

その他の資金調達方法の検討について

前記「(1) 本新株予約権発行の目的」で述べた必要資金の調達について、当社は、全額を主として銀行借入を中心としたデットファイナンスに拠るべく複数の金融機関に打診しましたが、当社の現在の業績および財政状況では難しいとの感触を得、デットファイナンスは難しいと判断し、銀行以外からの借入を行うとしても、一時的なものとなるために短期での返済が必要であり、増資までのブリッジファイナンスとならざるを得ず、小川氏個人からの借入金194百万円に関してデット・エクイティ・スワップ(以下「DES」といいます。)による返済の提案も行いましたが、小川氏から、無担保での緊急処置としてやむなく実施したものであることから、早急に現金にて返済してほしい旨回答がありました。

以上から、既存株主の皆様の株式の希薄化を懸念しつつも、エクイティによる調達を検討するに至りました。この点公募増資は、引き受ける証券会社がなく、また当社の業績及び無配が続いている現状では引受先が集まらないリスクが高いと判断せざるを得ませんでした。結果として、第三者割当方式による資金調達を選択いたしました。

#### 資金調達方法(第三者割当による新株予約権発行)

上述した通り、当社は継続企業としての前提に重要な疑義が生じている状況であり、今後の事業運営には多くの不確実性が存在していることに鑑みると、一定数以上の当社株式をまとめて取得する意向を有する投資家を見つけることは困難であると判断したため、結果として、引受先にとってよりリスクの低い新株予約権を発行することによる資金調達を行うことといたしました。

### (3) 本スキームの特徴について

本新株予約権のスキームは、具体的には次のような特徴があります。

#### 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今、その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。具体的には、発行当初から行使価額は5円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から新株予約権1個につき50,000株、合計42,000,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によっても潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

#### 取得条項

本新株予約権には、a.「本新株予約権の割当日翌日(平成24年6月28日)以降いつでも、一定の手続を経て、本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を当社が取得することができる」旨および、b.「本新株予約権の割当日翌日(平成24年6月28日)以降、東証二部における当社普通株式の終値が本新株予約権の行使価額の200%以上になった場合、その時点で残存する本新株予約権の全てを当社が取得する」旨の取得条項が付されております。

取得条項上記a.により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又は、より有利な他の資金調達手法が確保された場合には、取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することが可能となるため、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

#### 譲渡制限

本新株予約権には譲渡の制限を設けておりませんが、割当契約において、「本新株予約権を第三者に譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。また新株予約権譲渡後も、当該割当契約の内容は譲渡先に継承される」旨を定める予定です。

#### 株券貸借に関する契約

当社の特別利害関係者(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条1項第31号イに定義される)と割当予定先である三田証券との間で、本ファイナンスに係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

また、割当予定先である三田証券は、本新株予約権の行使を前提とした空売りを行うことはありません。

#### 利益相反を回避するための措置

借入金の返済を受ける小川浩平氏は当社代表取締役であり、当社との間に利害関係が生じることから、当社取締役会における本新株予約権にかかる決議には参加いたしていません。

#### (4) 割当予定先を選定した理由

当社は、新株予約権の割当先について検討を行ってまいりましたところ、平成24年4月、当社の代表取締役社長である小川浩平より今回の割当予定先である三田証券株式会社（以下「三田証券」という。）の紹介を受け、三田証券から本新株予約権に係る条件提示を受けました。資金繰りが厳しい当社の現在の状況において、三田証券以外の割当候補先を探す時間的余裕はなく他の割当候補先は見当たらないこと、三田証券より本新株予約権の行使により交付される当社普通株式について市場動向を勘案しつつ適時売却していく方針であり、当社の経営に介入する意思がないことが確認できたこと、及び金融商品取引業者として本新株予約権と類似の案件についても実績を有していること等を総合的に勘案し、三田証券を割当予定先として選定いたしました。なお、代表取締役社長の小川からは、三田証券との間で過去又は現在において取引を行った経緯はなく、あくまで三田証券の方と友人関係である旨を確認しております。

#### d．割当てようとする株式の数

新株予約権の目的である株式の総数 42,000,000株（42,000個）

#### e．株券等の保有方針

当社は、割当予定先である三田証券より、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式については、市場動向を勘案しつつ適時売却していく方針であるとの説明を受けており、当社の経営に介入する意思がないことを確認しております。また、割当予定先はいわゆる証券会社であり、自己の商品有価証券勘定にて本新株予約権又は本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を保有し、適宜市場内で売却を行いつつ、新株予約権の権利行使を実施する予定です。従って、当社株式の希薄化は市場取引高に応じて徐々に進捗することとなり、急速には進みにくいと予想されます。

#### f．払込みに要する資金等の状況

当社は、三田証券の平成24年3月31日現在の試算表により、平成24年3月31日現在における三田証券の現預金等の財産の状況を確認しており、三田証券が本新株予約権の行使に要する財産を保有しているものと判断しております。

### g. 割当予定先の実態

当社は、第三者機関である株式会社中央情報センターに調査を依頼し、割当予定先、割当予定先の役員及び主要株主が、暴力又は威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体でないこと、及び、当該団体とは一切関係がないことを確認しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

当社は、割当予定先との間で締結を予定している割当契約において、本新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする旨、また、新株予約権譲渡後においても、当該割当契約の内容は譲渡先に継承される旨定める予定です。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間での締結が予定される本契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングによる評価書（本新株予約権1個につき6,600円）を参考に、本新株予約権の1個当たりの払込金額を6,600円といたしました。

第三者評価機関による算定結果は、本新株予約権の行使価額（1株当たり金5円）、権利行使期間（0.5年間）、当社株式の市場売買高（約1,610千株）及び株価（5円）、株価変動率（86%）、無リスク利率（0.1%）、配当利回り（0%）等の前提条件及び割当予定先の行動、すなわち、当社株価が権利行使格を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日約322,000株（平均売買高の20%）売却すること、一度の権利行使で新株予約権を6個行使するものとし、行使して取得した株式を全て売り切るまで次の行使を行わないこと、かつ、当社としては本新株予約権の発行要項に定められた取得条項に定める条件、すなわち、割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が行使価額の200%を上回った場合、2週間前までに事前通知することにより、本新株予約権の割当予定先の保有する本新株予約権の全部を発行価額相当額で取得することを前提として算出しております。取得条件として「当社株価が行使価額の200%を上回った場合」と設定いたしましたのは、当社の状況や当社株価推移等を勘案の上、市場からの評価が上昇したことにより、当社株価が本新株予約権の行使価額である5円の200%の価格である10円以上となった場合には、他の新たな資金調達（新株式、新株予約権の発行等）が実施できる状態になると現時点において判断しているためであり、この条件設定は妥当であると考えております。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行を決議した取締役会（以下、「本件取締役会」という）の決議日（平成24年6月11日）の前取引日（平成24年6月8日）の東証二部における当社普通株式の終値5円を参考として、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先と協議を行なった結果、ディスカウント率0%とし1株5円に決定いたしました。

なお、本件取締役会に出席した監査役3名（うち社外監査役2名）全員が、本新株予約権の行使価額は当社株式の市場価格を基に定められてそのディスカウント率が0%であり、第三者評価機関による本新株予約権の評価もこれを前提としていること、本新株予約権の発行価額は第三者評価機関の評価額と同額であること、第三者評価機関により本新株予約権の評価に際して用いられたモンテカルロ・シミュレーションは新株予約権の評価において一般的に用いられている方法であること、および第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングは新株予約権の評価を多数手がけており新株予約権の価値の算定において定評を有することから、本新株予約権の発行価額ならびに行使価額について割当先に特に有利でないことに係る適法性に関して、算定根拠に合理性が認められ、会社法第238条3項2号に定める特に有利な金額に該当しないと考える旨の意見を表明しております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した理由

本新株予約権の行使による発行株式数は42,000,000株ですが、これは、平成24年3月31日現在の当社発行済株式総数342,176,165株の12.27%（平成24年3月31日現在の当社議決権個数341,973個の12.28%）に相当するため、これによって既存株主の皆様への株式持分比率および議決権比率、ならびに1株当たり純資産額および1株当たり予想当期純利益が低下するおそれがあります。

しかしながら、現在のように厳しい経営環境の中で事業を継続し収益の改善を図るため、また、今後も継続的安定的に収益を計上する企業へと変革を図るためには、そもそも当社自体が企業として存続する必要があり、かつ企業として存続するためには当該資金調達が必要となっております。

また、既述のとおり、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得できることから、株式の希薄化を出来る限り抑制することが可能となっております。更に、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合には、その時点で残存する新株予約権を取得する予定でありこの点でも、希薄化を出来る限り抑制する余地を残しております。

したがいまして、当社といたしましては、本新株予約権の発行が、既存株主の皆様の保有している株式の経済的価値を必ずしも毀損するものではないと判断しております。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

#### 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	割当前所有 株式数 (株)	割当前総議 決権数に対 する所有議 決権数の割 合(%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
三田証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町 3番11号	0	0.00	42,000,000	10.94
ミズホ セキュリティーズ アジ ア リミテッド クライアント アカウント 69250601 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業部)	HK 12TH FLOOR, CHATER HOUSE, 8 CONNAUGHT ROAD, CENTRAL, HONG KONG (東京都中央区月島4丁 目16-13)	23,383,000	6.84	23,383,000	6.09
(株)バネット	東京都世田谷区経堂	3,429,000	1.00	3,429,000	0.89
本澤 優一	埼玉県朝霞市	3,255,000	0.95	3,255,000	0.85
田村 都志雄	富山県魚津市	3,250,000	0.95	3,250,000	0.85
株式会社九州カイリック	富山県魚津市	2,300,000	0.67	2,300,000	0.60
鈴木 和彦	北海道札幌市	2,000,000	0.58	2,000,000	0.52
魚津海陸運輸倉庫株式会社	富山県魚津市	2,000,000	0.58	2,000,000	0.52
株式会社北海道カイリック	富山県魚津市	2,000,000	0.58	2,000,000	0.52
大森 健二	群馬県館林市	1,658,000	0.48	1,658,000	0.43
株式会社中部カイリック	富山県魚津市	1,575,000	0.46	1,575,000	0.41
計	-	44,850,000	13.12	86,850,000	22.62

(注) 1 所有株式数は、平成24年3月31日時点の株主名簿をもとに作成しております。

2 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成24年3月31日現在の発行済株式総数に、本新株予約権の目的である株式の総数42,000,000株を加えて算定しております。

3 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、当社が保有する自己株式74,000株を控除して算出し、小数点第3位を四捨五入しております。

4 割当予定先である三田証券の「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」を10.94%としておりますが、「1e.株券等の保有方針」に記載のとおり、同社は本新株予約権の行使により取得する当社株式を速やかに市場において売却する予定です。従いまして、同社の「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は実際には10.94%に達しない見込みです。

**6【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。



## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第102期）及び四半期報告書（第103期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日（平成24年6月11日）までの間に生じた重要な変更及び追加箇所は次の通りで、当該箇所に下線を付しております。なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成24年6月11日）現在においてもその判断に変更はないものと判断しております。

#### 4 [事業等のリスク]

(1)～(9)略

(10) 持分法適用関連会社の経営成績及び財政状態、特にリファイナンスにかかるリスク

当社は、当社の100%子会社を通じて間接的に、株式会社ディーワンダーランド（以下「DW」という。）の株式を議決権比率で38.6%所有しております。また、DWは株式会社大黒屋（以下、「大黒屋」という。）の株式を議決権比率で100%所有しておりました。

一方、DWは物上保証人として、大黒屋が行っている銀行団からの借入れに対して、担保を提供しておりました（具体的には、DWが所有する大黒屋株式全てに質権が設定されておりました）。当該借入については、平成23年9月に返済期日が到来したものの、銀行団と交渉の結果、質権の実行を猶予されておりました。また、大黒屋は、質権の実行を回避すべく、既存銀行団および他の金融機関にたいしてリファイナンスの交渉を行っておりました。

そこで、上記「事業等のリスク」において「また、大黒屋の営業規模からその財政状態及び経営成績の変動は当社グループの財政状態ならびに経営成績にも大きな影響を与える可能性があります。特に大黒屋は現在、銀行団とリファイナンスの交渉を行っており、返済期日は既に到来し、9月16日に一旦は3ヶ月間当該借入金に係る大黒屋株式の質権実行を猶予する合意を得たものの、現在は再延長の合意は得られておりません。鋭意既存金融機関ならびに新たな金融機関と引き続き協議を進めておりますが、本リファイナンスの成否は当社グループの業績と財務状況に著しい影響を及ぼす可能性があります。」旨報告いたしております。

ところが、今般、平成24年2月15日付けで銀行団から「当該株式売買予約権の行使をした」旨の通知がDWになされました。本件通知への対応はDWにおいて売買予約権行使は無効であるとして、現在対応策を検討中ですが、大黒屋がDWの子会社から外れる結果として、次の通り当社グループの業績と財務状況に著しい影響を及ぼす可能性があります。

大黒屋株式は2月15日の時点で銀行団の売買予約完結権（担保権）行使によりDWよりSPC（特定目的会社）に移転されたので、当社グループでは会計保守主義の観点からDWは大黒屋を連結対象外としております。

また、大黒屋の銀行団からの借入金のリファイナンスを巡って既存銀行団はDWにより差し入れた大黒屋株式について売買予約完結権（担保権）を一方的に行使した状況にあります。当該売買予約完結権（担保権）行使による本件株式の銀行団（SPC）への譲渡が有効か否か、また、譲渡が有効である場合でも、大黒屋株式の最終処分までの間にDWが大黒屋株式を銀行団から受け戻すことができるか否かによって、最終的にDWが大黒屋株式を喪失するか否かが変わってきて、当社業績に与える影響は大きいといえます。更には、大黒屋株式の受け戻しができずに大黒屋株式が最終処分された場合でも、その譲渡価格については現在未定であります。その譲渡価格がいくらになるのか、大黒屋株式の譲渡価格の中からDWにおいて回収可能となる金額の多少によって、当社業績に大きく影響を与えます。また、DWにおいて物上保証人としての株式譲渡価格相当の大黒屋への求償権が認められ大黒屋から投資資金の回収が可能か否かによって、当社業績に大きく影響を与えます。上記の通り、DWの受取額、更には当社グループを含むDW株主に対するDWの配当原資の額により当社業績に大きく影響を与え、当社グループの業績と財務状況に著しい影響を及ぼす可能性があります。

(11)略

(12) 継続企業の前提に関する重要な疑義を抱かせる事象または状況について

当社グループは、電機事業が長期にわたり厳しい事業環境下にあることから、前々連結会計年度44百万円、前連結会計年度30百万円、当連結会計年度も128百万円の当期純損失を計上しております。次期連結会計年度においても、投資事業において、当社持分法適用会社となっているDWグループ傘下であった高収益の大黒屋の連結収益の取り込みが見込めない状況であることから本件株式の最終処分次第によっては、当期連結純損失が拡大する可能性があります。また、当会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は49百万円ですが、次期連結会計年度第1四半期間中に資金確保が必要となる予定であります。かかる状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。当社グループは当該状況を解消・改善するための対応を行っておりますが、資金調達や新規事業の開発には、投資家や事業パートナーとの交渉を要することから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

(13) 資金調達手段の制限に関するリスク

当社は営業赤字が継続していることから、金融機関からの円滑な新規借入には制約があります。また、当社の事業内容や将来のビジネスの潜在性に興味を持つ投資家はおりますが、ファイナンスの条件やスキームについては交渉を要することから、機動的な調達には制限があり、事業活動に影響を与える可能性があります。

## 2. 最近の業績の概要

第103期連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）の業績の概要

平成24年5月15日開催の取締役会において承認された第103期連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成したものではありません。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

## 連結財務諸表

## ( 1 ) 連結貸借対照表

( 単位：千円 )

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	170,799	49,843
受取手形及び売掛金	124,941	174,094
商品及び製品	10,924	17,398
仕掛品	34,408	40,562
原材料及び貯蔵品	64,535	91,744
未収入金	1,636	1,709
その他	13,787	16,413
貸倒引当金	283	-
流動資産合計	420,751	391,766
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	115,977	116,627
減価償却累計額	72,595	73,934
建物及び構築物（純額）	43,381	42,692
機械装置及び運搬具	128,766	128,019
減価償却累計額	125,445	124,313
機械装置及び運搬具（純額）	3,320	3,705
工具、器具及び備品	184,611	185,075
減価償却累計額	183,395	184,077
工具、器具及び備品（純額）	1,215	998
土地	18,510	13,640
有形固定資産合計	66,428	61,036
無形固定資産		
その他の施設利用権	4,938	4,357
無形固定資産合計	4,938	4,357
投資その他の資産		
投資有価証券	999,684	1,276,498
長期滞留債権	199,000	199,000
その他	33,163	33,043
貸倒引当金	213,302	213,302
投資その他の資産合計	1,018,545	1,295,239
固定資産合計	1,089,912	1,360,633
資産合計	1,510,663	1,752,400

（単位：千円）

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	111,999	131,715
短期借入金	17,000	360,000
賞与引当金	1,784	-
未払金	28,193	30,596
その他	25,797	32,608
流動負債合計	184,775	554,921
固定負債		
繰延税金負債	-	516
退職給付引当金	8,387	6,873
資産除去債務	15,169	15,349
その他	69,994	69,478
固定負債合計	93,551	92,218
負債合計	278,326	647,139
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,119,000	2,119,000
資本剰余金	1,896,652	1,896,652
利益剰余金	2,780,791	2,909,520
自己株式	1,559	1,571
株主資本合計	1,233,301	1,104,560
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,164	699
その他の包括利益累計額合計	1,164	699
新株予約権	200	-
純資産合計	1,232,337	1,105,260
負債純資産合計	1,510,663	1,752,400

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書  
(連結損益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
売上高	391,972	445,922
売上原価	350,449	379,615
売上総利益	41,523	66,307
販売費及び一般管理費	462,966	463,176
営業損失( )	421,442	396,869
営業外収益		
受取利息	154	106
受取配当金	334	153
持分法による投資利益	406,069	274,432
その他	5,014	10,329
営業外収益合計	411,571	285,022
営業外費用		
支払利息	1,338	7,126
その他	252	-
営業外費用合計	1,591	7,126
経常損失( )	11,461	118,972
特別利益		
貸倒引当金戻入額	75	283
賞与引当金戻入額	1,794	1,784
特別利益合計	1,869	2,067
特別損失		
減損損失	14,053	8,245
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	11,914	-
特別損失合計	25,967	8,245
税金等調整前当期純損失( )	35,559	125,150
法人税、住民税及び事業税	5,205	3,578
法人税等合計	5,205	3,578
少数株主損益調整前当期純損失( )	30,354	128,728
当期純損失( )	30,354	128,728

## （連結包括利益計算書）

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）	当連結会計年度 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）
少数株主損益調整前当期純利益	30,354	128,728
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,313	1,864
持分法適用会社に対する持分相当額	814	1,326
その他の包括利益合計	3,127	3,191
包括利益	33,481	125,537
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	33,481	125,537
少数株主に係る包括利益	-	-

## (3) 連結株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,119,000	2,119,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,119,000	2,119,000
資本剰余金		
当期首残高	1,896,652	1,896,652
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,896,652	1,896,652
利益剰余金		
当期首残高	2,750,437	2,780,791
当期変動額		
当期純損失( )	30,354	128,728
当期変動額合計	30,354	128,728
当期末残高	2,780,791	2,909,520
自己株式		
当期首残高	1,553	1,559
当期変動額		
自己株式の取得	5	12
当期変動額合計	5	12
当期末残高	1,559	1,571
株主資本合計		
当期首残高	1,263,661	1,233,301
当期変動額		
当期純損失( )	30,354	128,728
自己株式の取得	5	12
当期変動額合計	30,359	128,741
当期末残高	1,233,301	1,104,560

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,148	1,164
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,313	1,864
当期変動額合計	2,313	1,864
当期末残高	1,164	699
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,148	1,164
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,313	1,864
当期変動額合計	2,313	1,864
当期末残高	1,164	699
新株予約権		
当期首残高	200	200
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	200
当期変動額合計	-	200
当期末残高	200	-
純資産合計		
当期首残高	1,265,010	1,232,337
当期変動額		
当期純損失( )	30,354	128,728
自己株式の取得	5	12
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,313	1,664
当期変動額合計	32,672	127,076
当期末残高	1,232,337	1,105,260



## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純損失( )	35,559	125,150
減価償却費	10,528	5,715
減損損失	14,053	8,245
賞与引当金の増減額( は減少)	10	1,784
貸倒引当金の増減額( は減少)	-	283
退職給付引当金の増減額( は減少)	8,387	1,513
前払年金費用の増減額( は増加)	2,234	-
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	207	-
受取利息及び受取配当金	488	260
雑収入	5,014	5,329
雑損失	252	-
支払利息	1,338	7,126
持分法による投資損益( は益)	406,069	274,432
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	11,914	-
売上債権の増減額( は増加)	62,395	49,153
たな卸資産の増減額( は増加)	2,856	39,836
仕入債務の増減額( は減少)	8,299	19,716
未払金の増減額( は減少)	1,328	4,324
その他の流動資産の増減額( は増加)	3,989	2,737
その他の固定資産の増減額( は増加)	7,236	120
その他の流動負債の増減額( は減少)	78,300	287
その他の固定負債の増減額( は減少)	78,308	536
小計	312,127	450,581
利息及び配当金の受取額	388	154
利息の支払額	128	28
法人税等の支払額	1,452	3,577
営業活動によるキャッシュ・フロー	313,320	454,033
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	15,047	9,910
匿名組合出資金の払戻による収入	87,465	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	72,417	9,910
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	-	343,000
自己株式の取得による支出	5	12
財務活動によるキャッシュ・フロー	5	342,987
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	240,907	120,956
現金及び現金同等物の期首残高	411,707	170,799
現金及び現金同等物の期末残高	170,799	49,843

## (5) 継続企業の前提に関する注記

当連結会計年度  
(自 平成23年4月1日  
至 平成24年3月31日)

当社グループは、電機事業が長期にわたり厳しい事業環境下にあることから、前々連結会計年度44百万円、前連結会計年度30百万円、当連結会計年度も128百万円の当期純損失を計上しております。次期連結会計年度においても、投資事業において、当社持分法適用会社となっているDWグループ傘下であった高収益の大黒屋の連結収益の取り込みが見込めない状況であることから本件株式の最終処分次第によっては、当期連結純損失が拡大する可能性があります。

また、当会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は49百万円ですが、次期連結会計年度第1四半期間中に資金確保が必要となる予定であります。

かかる状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当社グループでは当該事象を解消すべく、以下の対応を進めております。

#### 資本政策実行計画の具体化

前々連結会計年度におきまして、当社は新株予約権行使により総額490百万円の資金調達を行っておりますが、次期連結会計年度第1四半期を目処として、新株予約権の発行等の直接調達の実施を行う予定であります。当社グループの事業内容や成長性に興味をもつ投資家がございますので、早急に条件ならびにスキームの合意を得て資金調達の実施を図ります。

#### 投資事業部門の収益強化

持分法適用会社であるDWグループの大黒屋の中古ブランド品買取・販売事業の業績は、概ね順調に推移しており、既存銀行団からの当初借入時点からは投資した事業の株主価値は確実に増加しております。リファイナンスを巡って銀行団と大黒屋株式の最終処分が未定であり、当社としてはその投資回収の極大化を図るとともに、案件の慎重な選別を踏まえながら新たな収益案件を具体化させ収益基盤の強化を図ります。

#### 電機事業部門の再構築

利益率の高い省電力・環境対応型の拡販、既存製品の適正利益の確保と高付加価値化、選別受注の徹底、在庫管理の強化、製造経費削減により粗利益の増加を図ります。

以上の対応を進め、当該状況の解消、改善を図って参りますが、事業収益改善や資金調達の実行には、なお時間を要することから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当期の連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

## (6)連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	連結子会社の数 2社 株式会社エスピーオー オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社
2. 持分法の適用に関する事項	持分法適用関連会社 1社 株式会社ディーワンダーランド
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社である、オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社の決算日及び、持分法適用関連会社である、DWグループの決算日は9月30日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。 なお、株式会社エスピーオーの決算日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法  (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法  (3) 重要な引当金の計上基準	イ. 有価証券 其他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの 移動平均法による原価法 ロ. たな卸資産 評価基準及び評価方法は、当社及び連結子会社においては次のとおりです。 商品・・・先入先出法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) 製品・仕掛品・材料 ・・・・・・移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) 貯蔵品・・・最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) イ. 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、建物については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建　　物 10～60年 機 械 及 び 装 置 5～12年 車 輛 運 搬 具 4～6年 工 具 器 具 及 び 備 品 2～15年 イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、次のように計上しております。 a. 一般債権 実績繰入率による繰入額を計上しております。 b. 貸倒懸念債権及び破産更生債権 個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

項目	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
	<p>ロ. 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当連結会計年度末においては、年金資産の見込額が退職給付債務の見込み額を下回っているため、不足額を退職給付引当金に計上しております。</p>
(4) のれんの償却方法及び償却期間	のれんの償却については、20年間の均等償却を行っております。
(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項	<p>イ. 消費税等の会計処理</p> <p>消費税等の会計処理は税抜方式によっております。</p> <p>ロ. 投資事業の会計処理</p> <p>当社グループは投資事業の会計処理を行うに際して、投資事業への出資金を投資有価証券として計上しております。また、投資事業用の投資有価証券から生ずる損益は、営業外損益として表示することとしております。</p>

## (7)追加情報

当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<p>(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)</p> <p>当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。</p>

## (8)連結財務諸表に関する注記事項

## (開示の省略)

連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、リース取引、関連当事者情報、税効果会計、金融商品、有価証券、デリバティブ取引、退職給付、ストック・オプション等、企業結合等、賃貸等不動産に関する注記事項については、決算短信における開示の必要性が大きいと考えられるため開示を省略しております。

なお、当該注記事項に関しては、平成24年6月28日提出予定の有価証券報告書に記載しており、EDINETでご覧いただくことができます。

## (連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (平成24年 3月31日)
担保資産及び担保付債務	担保資産及び担保付債務
担保に供している資産	担保に供している資産
建物	建物 42,123千円
土地	土地 2,610千円
受取手形	受取手形 90,082千円
売掛金	売掛金 84,012千円
製品	製品 1,863千円
計	計 220,692千円
担保付債務	担保付債務
短期借入金	短期借入金 213,000千円

## (セグメント情報等)

## a. セグメント情報

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、「電機事業」、「投資事業」の2つの事業セグメントを報告セグメントとしております。

「電機事業」における製品は、産業用照明器具群、電機工事材群、制御機器群から構成されており、当社が設計・製造した製品は、代行店及び代理店を通じ、あるいはOEM製品、特定ユーザー向け製品として直接販売されております。

「投資事業」では、主として事業再生案件に投資しております。尚、当事業年度においては、子会社2社を通じ、質店・中古ブランド品売上の最大手である大黒屋の発行済株式を100%保有する持分法適用会社への投資を継続しております。

## 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益又は損失は、営業利益又は営業損失ベースの数値であります。

## 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	連結財務諸表 計 上額
	電機事業	投資事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	391,972		391,972		391,972
セグメント間の内部売上高又は振替高					
計	391,972		391,972		391,972
セグメント損失( )	21,701	7,850	29,551	391,891	421,442
セグメント資産	234,810	999,684	1,234,494	276,169	1,510,663

(注) 1. セグメント損失( )の調整額 391,891千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

セグメント資産の調整額276,169千円は、各報告セグメントに帰属しない会社資産であります。

2. セグメント損失( )は、当連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

### 1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、「電機事業」、「投資事業」の2つの事業セグメントを報告セグメントとしております。

「電機事業」における製品は、産業用照明器具群、電機工事材群、制御機器群から構成されており、当社が設計・製造した製品は、代行店及び代理店を通じ、あるいはOEM製品、特定ユーザー向け製品として直接販売されております。

「投資事業」では、主として事業再生案件に投資しております。尚、当事業年度においては、子会社2社を通じ、質店・中古ブランド品売上の最大手である大黒屋の発行済株式を平成24年2月15日迄100%保有していた持分法適用会社への投資を行っております。

### 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益又は損失は、営業利益又は営業損失ベースの数値であります。

### 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注)	連結財務諸表 計 上額
	電機事業	投資事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	445,922		445,922		445,922
セグメント間の内部売上高又は振替高					
計	445,922		445,922		445,922
セグメント利益又は損失 ( )	6,586	6,713	126	396,742	396,869
セグメント資産	323,799	1,276,498	1,600,298	152,101	1,752,400

(注) 1. セグメント利益又は損失( )の調整額 396,742千円は、各報告セグメントに配分していない  
全社費用であります。

セグメント資産の調整額152,101千円は、各報告セグメントに帰属しない会社資産であります。

2. セグメント利益又は損失( )は、当連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

## b. 関連情報

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がありませんので、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がありませんので、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社 タイワデンキ	65,249千円	電機事業

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がありませんので、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がありませんので、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社 タイワデンキ	54,064千円	電機事業

## c. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位:千円)

	電機事業	投資事業	合計
減損損失	14,053		14,053

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位:千円)

	電機事業	投資事業	合計
減損損失	8,245		8,245

[次へ](#)

## （1株当たり情報）

前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
1株当たり純資産額	3円 60銭	1株当たり純資産額	3円 23銭
1株当たり当期純損失	0円 8銭	1株当たり当期純損失	0円 38銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当期純損失が計上されているため記載をしておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当期純損失が計上されているため記載をしておりません。	

（注）1．1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
当期純損失（千円）	30,354	128,728
普通株主に帰属しない金額（千円）		
普通株式に係る当期純損失（千円）	30,354	128,728
期中平均株式数（千株）	342,103	342,101

2．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (平成23年3月31日)	当連結会計年度末 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額（千円）	1,232,337	1,105,260
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	200	
（うち新株予約権）	(200)	( )
（うち少数株主持分）	( )	( )
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	1,232,137	1,105,260
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数（千株）	342,102	342,101

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

[次へ](#)



第103期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）の業績の概要

平成24年5月15日開催の取締役会において承認された第103期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）に係る財務諸表は以下のとおりであります。

なお、当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成したものではありません。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

## 個別財務諸表

## (1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	90,535	48,110
受取手形	65,127	90,082
売掛金	59,813	84,012
商品及び製品	10,924	17,398
仕掛品	34,408	40,562
原材料及び貯蔵品	64,535	91,744
前払費用	5,217	5,147
未収消費税等	5,803	8,620
未収入金	531	777
短期貸付金	11,500	9,000
その他	766	645
流動資産合計	349,164	396,101
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	115,977	115,977
減価償却累計額	72,595	73,853
建物（純額）	43,381	42,123
構築物	-	650
減価償却累計額	-	81
構築物（純額）	-	568
機械及び装置	96,809	96,809
減価償却累計額	96,809	96,809
機械及び装置（純額）	0	0
車両運搬具	31,956	31,209
減価償却累計額	28,635	27,504
車両運搬具（純額）	3,320	3,705
工具、器具及び備品	184,611	185,075
減価償却累計額	183,395	184,077
工具、器具及び備品（純額）	1,215	998
土地	18,510	13,640
有形固定資産合計	66,428	61,036
<b>無形固定資産</b>		
その他の施設利用権	4,938	4,357
無形固定資産合計	4,938	4,357
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	7,258	9,639
関係会社株式	570,000	570,000
長期滞留債権	199,000	199,000
破産更生債権等	14,302	14,302
差入保証金	10,020	10,020
その他	8,841	8,721
貸倒引当金	213,302	213,302

（単位：千円）

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
投資その他の資産合計	596,119	598,380
固定資産合計	667,486	663,774
資産合計	1,016,650	1,059,876
負債の部		
流動負債		
支払手形	82,145	91,663
買掛金	29,854	40,052
関係会社短期借入金	192,000	475,000
未払金	28,193	30,596
未払費用	6,442	18,123
未払法人税等	6,664	6,653
預り金	10,466	11,635
賞与引当金	1,784	-
株主、役員又は従業員からの短期借入金	17,000	147,000
流動負債合計	374,551	820,725
固定負債		
長期未払金	63,474	62,958
繰延税金負債	-	516
退職給付引当金	8,387	6,873
資産除去債務	15,169	15,349
その他	6,520	6,520
固定負債合計	93,551	92,218
負債合計	468,102	912,943
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,119,000	2,119,000
資本剰余金		
資本準備金	1,896,652	1,896,652
資本剰余金合計	1,896,652	1,896,652
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,464,580	3,867,847
利益剰余金合計	3,464,580	3,867,847
自己株式	1,559	1,571
株主資本合計	549,513	146,232
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,164	699
評価・換算差額等合計	1,164	699
新株予約権	200	-
純資産合計	548,548	146,932
負債純資産合計	1,016,650	1,059,876

## ( 2 ) 損益計算書

( 単位：千円 )

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
売上高		
製品売上高	319,638	373,490
商品売上高	72,334	72,431
売上高合計	391,972	445,922
売上原価		
製品期首たな卸高	10,492	8,843
当期製品製造原価	303,959	339,354
合計	314,452	348,198
製品期末たな卸高	8,843	15,372
製品売上原価	305,609	332,825
商品期首たな卸高	2,690	2,081
当期商品仕入高	44,230	46,734
合計	46,920	48,815
商品期末たな卸高	2,081	2,025
商品売上原価	44,839	46,789
売上原価合計	350,449	379,615
売上総利益	41,523	66,307
販売費及び一般管理費	458,087	459,152
営業損失 ( )	416,564	392,844
営業外収益		
受取利息	264	269
受取配当金	334	153
受取家賃	4,800	4,800
その他	76	5,529
営業外収益合計	5,475	10,753
営業外費用		
支払利息	3,387	12,157
その他	252	-
営業外費用合計	3,639	12,157
経常損失 ( )	414,728	394,248
特別利益		
賞与引当金戻入額	1,794	1,784
特別利益合計	1,794	1,784
特別損失		
減損損失	14,053	8,245
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	11,914	-
特別損失合計	25,967	8,245
税引前当期純損失 ( )	438,901	400,709
法人税、住民税及び事業税	2,558	2,558
法人税等合計	2,558	2,558
当期純損失 ( )	441,460	403,267

## 製造原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		163,867	53.9	218,390	63.8
労務費		66,564	21.8	53,334	15.6
経費		34,056	11.2	33,366	9.7
外注加工費		39,762	13.1	37,448	10.9
当期製造費用		304,250	100.0	342,539	100.0
期首仕掛品たな卸高		34,118		34,408	
合計		338,368		376,948	
期末仕掛品たな卸高		34,408		40,562	
他勘定振替高		-		-	
当期製品製造原価		303,959		336,386	

原価計算の方法

原価計算の方法は、総合原価計算法  
であります。

原価計算の方法

同左

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度	当事業年度
賃借料(千円)	15,600	15,600

## (3) 株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,119,000	2,119,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,119,000	2,119,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,896,652	1,896,652
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,896,652	1,896,652
資本剰余金合計		
当期首残高	1,896,652	1,896,652
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,896,652	1,896,652
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	3,023,120	3,464,580
当期変動額		
当期純損失( )	441,460	403,267
当期変動額合計	441,460	403,267
当期末残高	3,464,580	3,867,847
利益剰余金合計		
当期首残高	3,023,120	3,464,580
当期変動額		
当期純損失( )	441,460	403,267
当期変動額合計	441,460	403,267
当期末残高	3,464,580	3,867,847
自己株式		
当期首残高	1,553	1,559
当期変動額		
自己株式の取得	5	12
当期変動額合計	5	12
当期末残高	1,559	1,571
株主資本合計		
当期首残高	990,978	549,513

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
当期変動額		
当期純損失( )	441,460	403,267
自己株式の取得	5	12
当期変動額合計	441,466	403,280
当期末残高	549,513	146,232
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,148	1,164
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,313	1,864
当期変動額合計	2,313	1,864
当期末残高	1,164	699
評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,148	1,164
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,313	1,864
当期変動額合計	2,313	1,864
当期末残高	1,164	699
新株予約権		
当期首残高	200	200
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	200
当期変動額合計	-	200
当期末残高	200	-
純資産合計		
当期首残高	992,327	548,548
当期変動額		
当期純損失( )	441,460	403,267
自己株式の取得	5	12
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,313	1,664
当期変動額合計	443,778	401,615
当期末残高	548,548	146,932

## (4) 継続企業の前提に関する注記

当事業年度  
(自 平成23年4月1日  
至 平成24年3月31日)

当社の平成24年3月期の決算は、長期にわたって厳しい事業環境下にある電機事業からの売上高445百万円に販売・管理費を差し引き営業損失は392百万円と営業損失が継続している状況です。

また、当会計年度末における現金及び現金同等物は48百万円で、連結子会社から資金の調達を含めて次期会計年度第1四半期間中に資金確保が必要となる予定であります。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

当社では当該事象を解消すべく、以下の対応をすすめております。

資本政策実行計画の具体化

前々会計年度におきまして、当社は新株予約権行使により総額490百万円の資金調達を行っておりますが、次年度第1四半期を目処として、新株予約権の発行等の直接調達の実施を検討しております。当社グループの事業内容や成長性に興味をもつ投資家がございますので、早急に条件ならびにスキームの合意を得て資金調達の実施を図ります。

電機事業部門の再構築

利益率の高い省電力・環境対応型の拡販、既存製品の適正利益の確保と高付加価値化、選別受注の徹底、在庫管理の強化、製造経費削減により粗利益の増加を図ります。

以上の対応を進め、当該状況の解消、改善を図って参りますが、事業収益改善や資金調達の実行には、なお時間を要することから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当期の財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

[次へ](#)



### 3. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第102期）の提出日（平成23年6月29日）以後、本有価証券届出書提出日（平成24年6月11日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。その報告内容は下記のとおりです。

#### 平成23年6月30日提出の臨時報告書

##### 1 提出理由

平成23年6月29日に開催しました第102期定時株主総会における議決権行使結果を、金融商品取引法第24条の5第4項及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」第19条第2項第9号の2により提出するものであります。なお、すべての議案は原案どおり承認可決されました。

##### 2 報告内容

###### (1) 株主総会開催日

平成23年6月29日

###### (2) 決議の内容

###### 第1号議案 取締役1名選任の件

取締役として、辛羅林を選任する。

###### 第2号議案 監査役2名選任の件

監査役として、伴野健二、栃木敏明の2名を選任する。

###### (3) 議決権の状況

議決権を有する株主数 : 15,431人

総議決権個数 : 341,972個

当日出席を含めた議決権行使個数 : 156,341個

###### (4) 当該決議事項に対する賛成、反対、棄権及び無効の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件及び当該決議の結果

決議事項	賛成数・割合		反対数・割合		棄権数	無効等	決議の結果
第1号議案 取締役1名選任の件							
辛 羅林	150,799個	96.5%	5,098個	3.3%	2個	1,115個	可決
第2号議案 取締役2名選任の件							
伴野 健二	152,740個	97.7%	4,066個	2.6%	2個	206個	可決
栃木 敏明	152,788個	97.7%	4,018個	2.6%	2個	206個	可決

(注) 1 各議案の可決要件は、以下のとおりであります。

(当社定款第21条第2項、第35条第2項及び第16条第1項)

・第1・2号議案：議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成。

2 賛成等の割合は「(3) 議決権の状況」の当日出席を含めた議決権行使個数に対する割合です。

###### (5) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対、棄権及び無効に係る議決権数は加算しておりません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第102期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第103期第3四半期)	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日	平成24年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月14日

森電機株式会社  
取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員 公認会計士 西谷 富士夫 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 梅原 剛 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている森電機株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、森電機株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当第3四半期連結累計期間において305百万円の営業損失、32百万円の四半期純損失を計上している。また、当第3四半期末における現金及び現金同等物は48百万円を確保しているが、当連結会計年度第4四半期中に資金確保が必要となる予定である。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6 月29日

森電機株式会社

取締役会 御中

## 明誠監査法人

指定社員 公認会計士 中澤 研二 印  
業務執行社員指定社員 公認会計士 高尾 秀四郎 印  
業務執行社員

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている森電機株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森電機株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## &lt; 内部統制監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、森電機株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、森電機株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 6月29日

森電機株式会社

取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員 公認会計士 武田 剛 印  
業務執行社員指定社員 公認会計士 梅原 剛 印  
業務執行社員

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている森電機株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森電機株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度末において421百万円の営業損失、30百万円の当期純損失を計上している。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物は170百万円を確保しているが、次連結会計年度第2四半期中に資金確保が必要となる予定である。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、森電機株式会社の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、森電機株式会社が平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年 6月29日

森電機株式会社

取締役会 御中

### 明誠監査法人

指定社員 公認会計士 中澤 研二 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高尾 秀四郎 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている森電機株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第101期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森電機株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年 6月29日

森電機株式会社

取締役会 御中

### 明誠監査法人

指定社員 公認会計士 武田 剛 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 梅原 剛 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている森電機株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第102期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森電機株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は每期継続して営業損失を計上しており、当事業年度末においても416百万円の営業損失を計上している。また、当事業年度末における現金及び現金同等物は90百万円で、連結子会社からの資金調達を含めて次連結会計年度第2四半期中に資金確保が必要となる予定である。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。